

第55回

亀岡市都市計画審議会 議案

亀岡市都市計画審議会
令和8年9月15日開催

議第 1 3 1 号

南丹都市計画公園の変更について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する

同法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、南丹都市計画公園を次のとおり変更する。

南丹都市計画公園の変更（亀岡市決定）

都市計画公園中第4号天川公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面積(ha)	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・304	天川公園	亀岡市曾我部町 穴太二ツ池地内	約 0.35	園路及び広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 便益施設 管理施設

※面積の表示については、小数点以下第2位まで（第3位を四捨五入）

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本計画は、隣接していた天川児童館が移転されたことに伴い、その跡地を新たに都市計画公園の区域に含めることにより、公園の利便性の向上及び機能強化を図るため、変更を行うものである。

新旧対照表

新旧	種 別	名 称		位 置	面積(ha)	摘 要
		番 号	公園名			
新	街区公園	2・2・304	天川公園	亀岡市曾我部町 穴太二ツ池地内	約 0.35	番号、区域 及び面積の 変更
旧	街区公園	第 4 号	天川公園	亀岡市曾我部町 穴太二ツ池地内	約 0.29	

変 更 理 由 説 明 書

天川公園は、京都縦貫自動車道亀岡インターチェンジから西約 1.2 kmに位置し、本市の都市計画による公園整備事業の一環として、昭和 46 年に都市計画決定した約 0.29ha の街区公園であり、当初は地域児童の健全な行楽の場所として利用され、現在は地域住民の方を中心に、より幅広い年齢層の方から親しまれている。

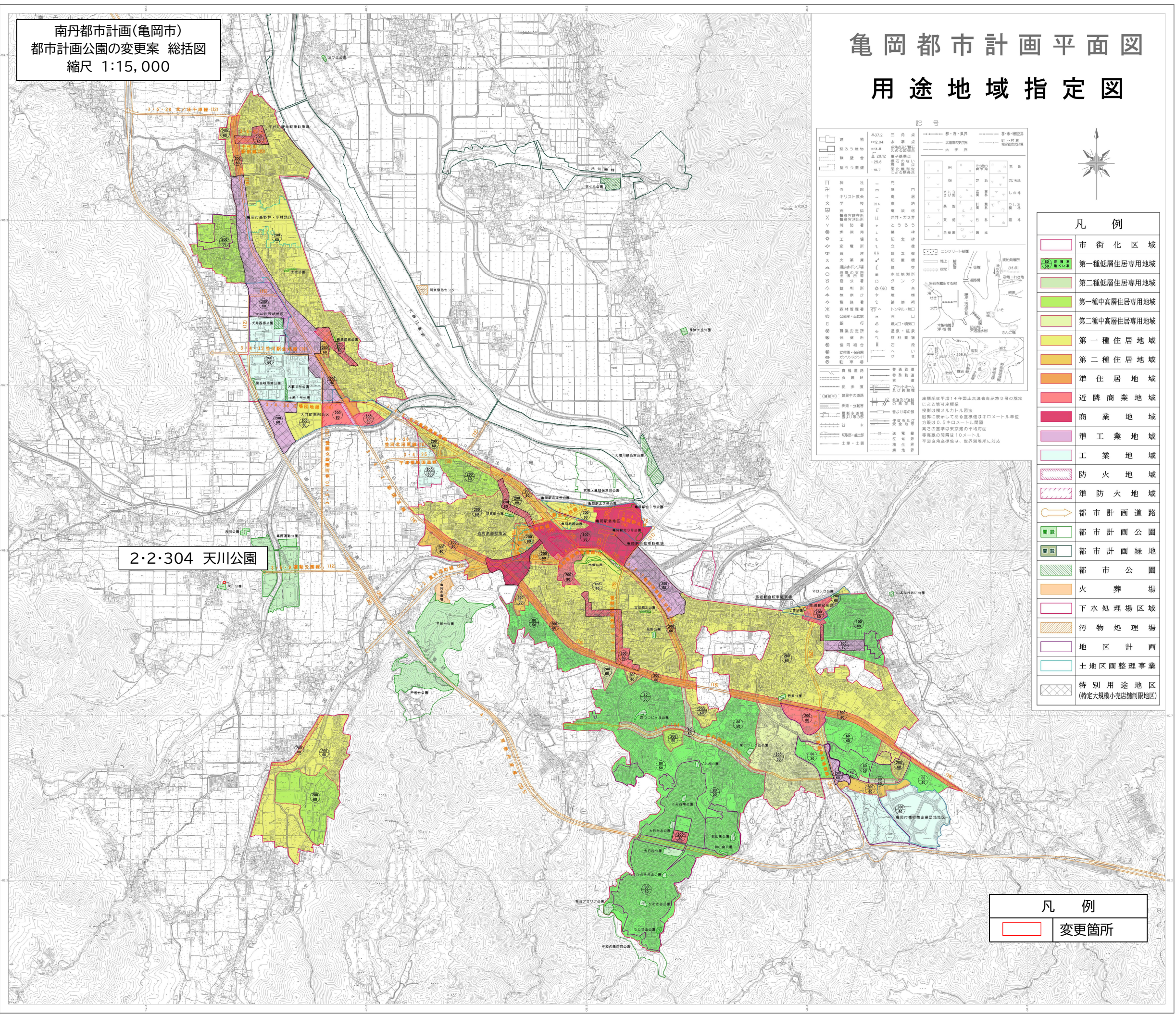
この度、隣接していた天川児童館が、建物の老朽化に伴い移転されたため、その跡地を都市計画公園の区域に含めることにより、公園の利便性の向上及び機能強化が図られるよう区域の変更を行うものである。

なお、今回の変更により、当該都市計画公園の区域の面積は、約 0.06ha 増加し、約 0.35ha となる。

計 画 付 図

南丹都市計画(亀岡市)
都市計画公園の変更案 総括図
縮尺 1:15,000

亀岡都市計画平面図
用途地域指定図



記号

道路	△57.2	三角点	市・区界
河川	▽12.04	水準点	市・区界
境界線	△25.6	境界線	市・区界
境界線	△25.6	境界線	市・区界
境界線	△25.6	境界線	市・区界

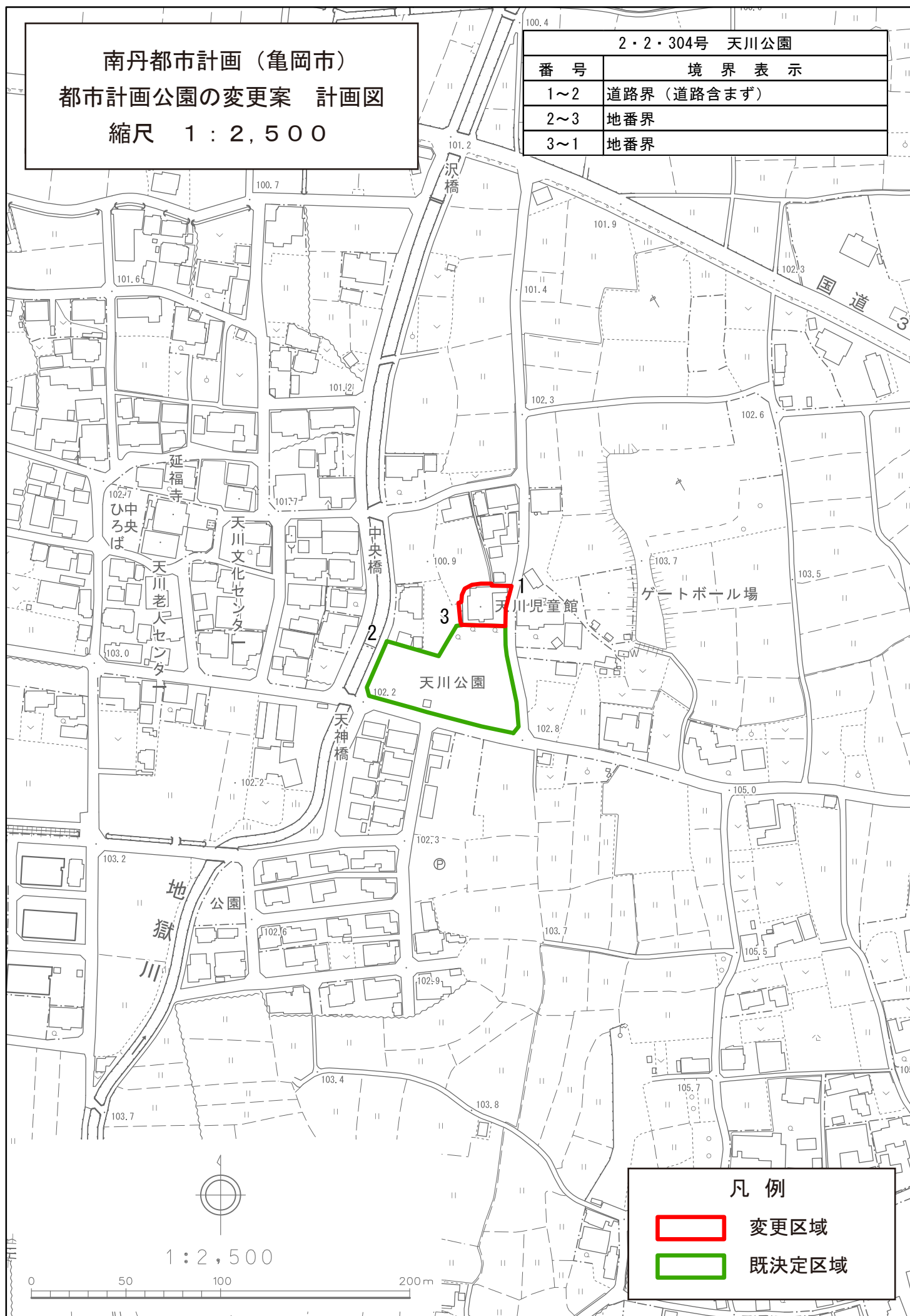
凡例

市街化区域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	防火地域	準防火地域	都市計画道路	都市計画公園	都市計画緑地	都市公園	火葬場	下水処理場区域	汚物処理場	地区計画	土地区画整理事業	特別用途地区(特定大規模小売店舗制限地区)
-------	-------------	-------------	--------------	--------------	---------	---------	-------	--------	------	-------	------	------	-------	--------	--------	--------	------	-----	---------	-------	------	----------	-----------------------

凡例
変更箇所

南丹都市計画（亀岡市）
都市計画公園の変更案 計画図
縮尺 1 : 2,500

2・2・304号 天川公園	
番 号	境 界 表 示
1～2	道路界（道路含まず）
2～3	地番界
3～1	地番界



凡 例

- 変更区域
- 既決定区域

南丹都市計画（亀岡市）
都市計画公園の変更案 参考図（新旧対照図）
縮尺 1 : 2,500

2・2・304号 天川公園	
現行	変更
約 0.29 ha	約 0.35 ha

